

令和6年度第11回那珂川市農業委員会会議録

令和7年2月10日、那珂川市農業委員会会長結城五子は、令和6年度第11回農業委員会総会を那珂川市都市整備部外会議室に招集した。

日 時 令和7年2月10日（月） 午後2時59分～午後4時44分
場 所 都市整備部 外会議室

1. 議事録署名人

5番 内野 学

6番 上野信之

2. 議 案

議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第44号 農用地利用集積計画の利用権設定について

議案第45号 地域計画策定に向けた各地区の現状・課題等に関する意見聴取について

3. 報 告

報告第30号 専決処分について

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第31号 専決処分について

農地法第18条第6項の規定による通知書（合意解約）について

4. そ の 他

農地の貸借制度の変更について

4. 出席委員

農業委員

会長 結 城 五 子

2番 高 橋 堅

4番 白 水 正 彦

6番 上 野 信 之

1番 佐 伯 隆 嘉

3番 山 崎 美代子

5番 内 野 学

7番 佐 伯 久 典

農地最適化推進委員

1番 久 我 一 徳

3番 八 尋 博 基

5番 重 松 栄 作

2番 添 田 英 一

4番 真 鍋 利 明

5. 欠席委員

農業委員

なし

農地最適化推進委員

なし

6. 事務局

農業委員会事務局

事務局長 浅 香 大 士

係 長 眞 鍋 翔 輝

書 記 手 嶋 雄美子

農林課農林業担当

主 事 朝 日 翔一朗

午後2時59分 開会

○事務局長

皆さんこんにちは。時間少し前ですけれども、おそろいですので、間もなく開会いたします。

携帯電話の電源、お切りになるか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

また、会議録の作成の関係で録音をしております。発言される委員の皆様、マスクをしてある方は、発言のときだけマスクを外して発言していただきますようお願いいたします。

それでは、お願いします。

○議長

皆さんこんにちは。本日は3時からということで、お集まりいただきありがとうございます。

また、先週より、寒い日が続いておりますが、皆さん体調のほうは大丈夫でしょうか。

それから、1月28日の研修会には寒い中御出席いただきましてありがとうございました。

それでは、ただいまから令和6年度第11回農業委員会総会を開会します。

では、議案審議に入ります前に、議事録署名人の指名を行います。5番の内野学委員と、6番の上野信之委員を指名します。よろしくをお願いいたします。

なお、発言する際には挙手をして、指名されてから発言をお願いします。

では、議案に入ります。

議案第43号、番号1、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第43号、番号1、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

議案書の2ページをお願いします。資料編も2ページをお願いします。

譲渡人と譲受人の氏名、住所、申請地の所在地、地目、面積等は議案書に記載のとおりです。契約の内容は贈与による所有権の移転です。

議案書3ページですが、所有農地は自作地の田が1,460.15平米となっております。

議案書の7ページ、営農計画書をお願いします。

1の申請理由については、○番の3、○番の4、○番の5は三面張り用水路敷きであるが維持管理するに当たり、○番の8を譲り受けるに至った。また、○番の9はのり面であり、年数回の草取りを行っているが、当該部分を譲り受け、○番1の土地と同じ高さに切土し、一体利用するとなっており、2の作付・収益計画等は、米で自家消費とのことです。

3の農作業に従事する世帯員等の状況は、譲受人の1名となっております。

8ページをお願いします。

農機具は耕うん機、乾燥機を所有しており、保管場所は自宅となっております。

通作方法は、通作距離が0.5キロ、所要時間は2分、交通手段は車となっております。

農業経験については、亡き父から農作業の手ほどきを受け、現在に至るとのことです。

9ページが通作図、10ページ、11ページは登記事項証明書、12ページが字図になります。
資料編1ページをお願いします。

今回の申請につきましては、こちらに記載の判断基準の農地法第3条第2項の第1号から第6号の規定に該当しないため、3条の許可要件は満たしています。

以上です。

○議長

それでは、担当推進委員の意見をお願いします。

○推進委員

先日、司法書士の方から、お越しいただいて現地の説明がありました。ここの通路の部分ですかね、こちらを権利移転するということです。問題ないと思いました。

○議長

何か質疑がある方は挙手をお願いします。

私からですけど、上と下の田んぼの赤い線のところということですけど、側溝とかはないんでしょうか。

○推進委員

現状、側溝はなくて、昔の水路の部分に記載として残っているということでした。

○事務局

すみません、補足します。

○議長

はい、どうぞ。

○事務局

○番のほうは、あぜのような形になっているんですけども、○番のほうは水路がありまして、そこの部分を譲り受けるという形になります。

○議長

分かりました。何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

では、質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第43号、番号1は許可することに決定しました。

議案第43号、番号2、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第43号、番号2、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

議案書の14ページをお願いします。資料編は3ページをお願いします。

譲渡人と譲受人の氏名、住所、申請地の所在地、地目、面積等は議案書に記載のとおり

です。契約の内容は売買契約による所有権の移転です。

15ページですが、所有農地は自作地の田が6,026平米で畑が1,248平米です。

議案書の19ページ、営農計画書をお願いします。

1の申請理由については、取得する農地は自宅より比較的近郊であり、所有者の売却の意向を受けて買入れすることとなったとなっており、2の作付・収益計画等は水稻で、出荷先はJA筑紫とのことです。

3の農作業に従事する世帯員等の状況は、譲受人と譲受人の妻、子、子の妻の4名です。20ページをお願いします。

農機具はトラクターを所有しており、保管場所は自宅、田植機とコンバインは借用となっております。

通作方法は、通作距離が2.5キロ、所要時間は約7分、交通手段は軽トラックとなっております。

農業経験については、先祖代々農業を営んでおり、現在は水稻6反と野菜1反2畝栽培しているとのことです。

21ページが通作図、22ページから26ページは登記事項証明書、27ページが字図になります。

資料編1ページをお願いします。

今回の申請につきましては、こちらに記載の判断基準の農地法第3条第2項の第1号から第6号の規定に該当しないため、3条の許可要件は満たしています。

説明は以上です。

○議長

ありがとうございます。

それでは、担当推進委員の意見ををお願いします。はい、どうぞ。

○推進委員

番号2の説明をします。

1月21日にJA筑紫の〇〇さんがお見えになりまして、今、事務局から説明がありましたような内容で、売買での3条申請をしたいという趣旨の説明がございました。

現在お持ちの所有地は、那珂川市外にお持ちのようですけども、こちらのほうが近いということで、那珂川市外の今お持ちの分はある程度処分したいというふうな意向も持っているようでございます。

説明を聞いて、現地も確認をいたしましたけども、農地として十分活用できる状況であるというふうに判断しました。

以上です。

○議長

ありがとうございます。

それでは、何か質疑がある方は挙手をお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第43号、番号2は許可することに決定しました。

それでは、議案第43号、番号3、農地法第3条の規定による許可申請について、この議案と次の議案については、○番委員が当事者となりますので、審議の間、退室をお願いします。

〔○番農業委員 退室〕

○議長

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第43号、番号3、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

議案書の30ページをお願いします。資料編は4ページをお願いします。

譲渡人と譲受人の氏名、住所、申請地の所在地、地目、面積等は議案書に記載のとおりです。契約の内容は贈与契約による所有権の移転です。

31ページですが、所有地以外の農地が借入地の田で1万1,584平米となっております。

議案書の35ページ、営農計画書をお願いします。

1の申請理由については、現所有者において本件農地の管理が難しいとの申出により、贈与の意向を受けて譲り受けることとなったとなっており、2の作付・収益計画等は、水稻、露地野菜とのことで、出荷は直販となっております。

3の農作業に従事する世帯員等の状況は、譲受人と譲受人の妻、従業員の3名です。

36ページをお願いします。

農機具は、トラクター、田植機、コンバインを所有しており、保管場所は自宅となっております。

通作方法は、通作距離が0.1キロ、所要時間は約1分、交通手段は徒歩となっております。

農業経験については、15年間農業を営んでおり、現在は水稻1町、野菜2反の栽培を行っています。

37ページが通作図、38ページが登記事項証明書、39ページが字図になります。

資料編1ページをお願いします。

今回の申請につきましては、こちらに記載の判断基準の農地法第3条第2項の第1号から第6号の規定に該当しないため、3条の許可要件は満たしています。

説明は以上です。

○議長

では、担当推進委員の意見をお願いします。

○推進委員

この件については、1月21日の日に、JA筑紫の〇〇さんがお見えになって、贈与での3条申請をしたいという趣旨の説明がございました。

内容については、今、事務局からも説明があったとおりですが、37ページの図面を見ていただきますと、申請人の自宅からすぐ近くの水路沿いの細長い、もともとは植木とか雑木があったようで、現地に確認に行った時点では、もう既にそういうものは全部抜根されて、いつでも畑が耕作できるような状況になっておりました。

申請人については専業ということで、熱心にされているという状況も確認をして、問題ないという判断をいたしました。

以上です。

○議長

ありがとうございます。

それでは、何か質疑がある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第43号、番号3は許可することに決定しました。

次に、議案第43号、番号4、農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第43号、番号4、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

議案書の41ページをお願いします。資料編は5ページをお願いします。

譲渡人と譲受人の氏名、住所、申請地の所在地、地目、面積等は議案書に記載のとおりです。契約の内容は贈与契約による所有権の移転です。

42ページですが、所有以外の農地が借入地の田で1万1,584平米となっております。

議案書の46ページ、営農計画書をお願いします。

1の申請理由については、現在、母名義の申請地にて耕作を行っており、贈与してもらうことになったためとなっており、2の作付・収益計画等は、水稻、露地野菜とのことで、出荷は直販となっております。

3の農作業に従事する世帯員等の状況は、譲受人と譲受人の妻、従業員の3名です。

47ページをお願いします。

農機具は、トラクター、田植機、コンバインを所有しており、保管場所は自宅となっております。

通作方法は、通作距離が1キロ、所要時間は約3分、交通手段は軽トラックとなっております。

農業経験については、15年間農業を営んでおり、現在は水稻約1町、野菜約2反の栽培を行っています。

48ページが通作図、49ページから52ページが登記事項証明書、53ページが字図になります。

資料編1ページをお願いします。

今回の申請につきましては、こちらに記載の判断基準の農地法第3条第2項の第1号から第6号の規定に該当しないため、3条の許可要件は満たしています。

以上です。

○議長

それでは、担当推進委員より意見ををお願いします。はい、どうぞ。

○推進委員

先ほど説明がありましたように、既に譲受人のほうが、野菜等を耕作されている畑です。それを、お母様から贈与で3条申請をされるということで、現地も一緒に1月22日の日に確認をさせていただきました。問題ないということで、了解をいたしました。

以上です。

○議長

ありがとうございます。

それでは、何か質疑があるようでしたら挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成により、議案第43号、番号4は許可することに決定しました。

○番委員は入室してください。

〔○番農業委員 入室〕

○議長

それでは、次に、議案第44号、番号1、1から7、農用地利用集積計画の利用権設定について。この件ですが、このうちの番号1と2については、今回、市内とか県内で過去に例のない作物ですので、耕作者の方に、この場で御説明いただきたいと思います。

入室を許可してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、利用権設定を行う農地での耕作について、お入りになって説明を受けます。

〔耕作者 入室〕

○議長

それでは、利用権設定を行う農地での耕作について説明をお願いいたします。よろしくをお願いします。

○耕作者

〔利用権設定を行う農地での耕作について説明〕

○議長

ありがとうございました。では、退室をしてください。

〔耕作者 退室〕

○議長

退室されましたので、それでは採決を行います。

議案44号、番号1について、承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

○農業委員

今日説明で、いきなり採決というのは、ちょっとやっぱり農業委員会で決めるのはまだ早いんじゃない。

○議長

はい、どうぞ。

○推進委員

農事組合の座談会のときに、〇〇地区と、〇〇地区と、〇〇区の座談会終了後に説明をしていただきました。それで、特に地域の役員、それから農業関係の方、農事組合で聞いたんですけれども、特に反対の意見はありませんでした。むしろ、いろんなところでそうというのが栽培してあるんであれば、先々また荒廃地といいましようかね、畑が荒れているところ、田んぼが荒れているところを活用して広げていただければなという意見も逆には出ておりましたので、一言つけ加えさせていただきたいなというふうに思います。

そのときには、農業委員の〇〇さんと〇〇さんも参加してありましたので、御報告しておきます。

以上です。

○議長

ありがとうございます。はい、〇番委員どうぞ。

○農業委員

今言われたように、私もこの前の説明会を聞いたんですが、あのときに参加してあったのが、営農座談会ということで、農業関係で来られていただけですので。その後、その区民に対して、恐らく農業していない方のほうが多いと思います。それに対しての説明というのはあったんでしょうか。それは開いていないですか。

○推進委員

開いていないです。来ていただいた中に区長もおりますし、副区長はこの日はちょっと欠席しておりますけど、会計も来ておりますので。また、必要であれば総会もありますので、その席でも御報告はできるんじゃないかなと思います。

その前提というのは、県の栽培許可がまだ取っていないんですよ。今回の場合は利用権の設定ですから、地主さんがいいよということで賛成してしてあるわけでございますので、そこらに私たちが特別言うこともないのかなと。また許可が出たら報告ということになろうかなと思います。

以上です。

○議長

はい、どうぞ。

○農業委員

分かりました。ちょっと自分も勘違いしと思うんですけど、あくまで利用権設定ということに対する農業委員会の承認ですよね。だから、実際にやるのは、当然、地元のほうでもやっぱり十分説明してもらって、それからのことになると思います。

以上です。

○議長

そういう意見が出ましたが、ここの農業委員会は、土地を貸すこと、利用権設定についての採決になります。採決を行ってよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

賛成多数により、議案第44号、番号1から2は承認されました。農業関係者以外の方への説明がもし必要ということであれば、お願いします。

それでは続いて、議案第44号、番号3から7、農用地利用集積計画の利用権設定について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第44号、番号3から番号7、農用地利用集積計画の利用権設定について説明します。

議案書59ページから70ページまでが利用権設定についての資料になります。資料編は8ページから11ページを御確認ください。

新規が4件、再設定が1件になります。

詳細につきましては、申出書等の記載内容を御確認ください。

説明は以上となります。

○議長

議案書に目を通されてきてあると思いますが、何か質疑がある方はお願いします。

私からいいですか。〇〇さんが、この自然薯の栽培の利用権設定をされて、結構広くされるようになるんですかね。

○事務局

後ほど報告のほうで、〇〇様と〇〇様の合意解約が出ております。一旦、合意解約をして期間を変更したいということで、改めて先ほどの〇〇様のほうに貸し出すものの残りの分は、引き続き自然薯を作りたいということで、期間を変更されての再設定という形になっております。

○議長

分かりました。何か、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑がないようですので、採決を行います。

承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第44号、番号3から7は承認されました。

次に、議案第45号、番号1、地域計画策定に向けた各地区の状況、課題等に関する意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

〔地域計画について説明〕

○議長

何か、地域計画について意見がある方は挙手をお願いします。はい、どうぞ、○番農業委員。

○農業委員

79ページの、農業を担う者の一番下の〇〇さんは、今でも高齢ですけど、10年後もそういう担い手に位置づけられているのでしょうか。

○事務局

こちらは、利用権設定をして農地の賃貸借をしている方は、地域計画に位置づけておりまして、〇〇さんは現状維持で拡大意向はないんですけれども、現在、利用権設定をされておりますので、利用者として農業を担う者に入れておるという状況です。

目標地図のほうには個別に色づけはないんですけれども、こちらは薄いピンクで色づけをされております利用権設定している農地、自ら耕作したい生産者が利用権設定している農地の中に含まれております。

○議長

よろしいですか。

○農業委員

はい。

○議長

ほかにはないでしょうか。はい、どうぞ。

○農業委員

農地集約化の分で、77ページと81ページに目標地図素案というのがあります。これを基に、例えば基盤整備とか、そういうふうな方向に行けるような考えというのを働きかけて、やはりある程度、単純に集約化というよりも、これを基に集約化で基盤整備という考えを進めていかないと、将来的に後継者不足になるということは分かっておりますので、大々的にやっていかないと、何か先に進まないんじゃないかなろうかなという気がするんですけれども、この辺、県とか国に働きかけていくという考えはないのでしょうか。

○事務局

地域計画の策定をするに当たってこれまで協議を行ってきた中で、どちらの区域についてもやはり圃場条件が悪いというところで、圃場整備についての課題というのがたくさん意見として出たところです。もちろん、地域計画は策定して終わりではありませんので、毎年、地域の中で、この地域計画の実現に向けた検討というのを行っていく必要があるかと思います。

地域計画を策定した区域に対する補助事業というのが今後出てくるといいますので、そういったところを、地域のほうに共有して、それを活用できないかというところで、各地域のほうで話し合いを続けていきたいというふうに思っております。

○農業委員

現在かなり集約化されていますけれども、小さなブロック単位になっていますね。これが5年後になるとまた拡大するような方向になるんじゃないかなろうかなと。だから、ある程度、5年後なら5年後を見据えて、その先を考えていくようにしなければ、あまり地域集約化の意味がないんじゃないかなろうかなと。あくまでも、大きなブロック単位で集約化していかないと、この先の農業というのは先細りになってしまうんじゃないかなろうかなと。5年後にやはり再度見直してもらって、県、国に働きかけて、もう少し大規模的な農地の集約化に持っていったほうがよろしいんじゃないかなというふうに個人的には思います。

○議長

ありがとうございます。

ほかに。はい、どうぞ。

○推進委員

今の意見に賛成なんですけど、筑紫地区でも、ほかの市で、かなり圃場整備が終わっている。しかし那珂川については、それがまずできていないというのを考えますと、もっと具体的に集約化できる手段を提供して、耕作者の方の意見を聞いていくというふうな進め方をしないと、これから先の後継者の増加といいますか、後継者をつくっていくという、つないでいくということが非常に厳しいような感想を持っています。

以上です。

○議長

ありがとうございます。

そういう点は、検討していただくようにお願いします。

ほかに何かございませんか。はい、どうぞ。

○農業委員

79ページの(2)の農地中間管理機構の活用方法というのがあるんですけど、「農地中間管理機構を通じた貸借等を農業者へ周知を図り活用する」って、これは活用していくような方向でいくのでしょうか。

○事務局

これも後ほど説明をさせていただくんですけども、利用権設定、今までと一対一で、相対で契約を結んでいた農地の貸借方法が、法改正によって、農地中間管理機構を通じた

ものに一本化されることになりました。なので、農地の貸借については全て農地中間管理機構を活用してやっていくという方針になります。

○農業委員

そうなったとき、この那珂川市の中で、地域計画をつくった地域だけがそれをしていくんですか。それとも、那珂川市全体で利用権設定がそうなるんですか。

○事務局

地域計画内だけではなくて、農地中間管理機構を通じた貸借へ、制度として変わるということになりますので、全域になります。

○農業委員

今、地域計画では、一応そうやって担う者一覧としてこうやって氏名が挙がっているところ、そこに優先して集めていくのか、それとも、ただ中間管理機構が借りてほしいところはただ集めて、みんなに、不特定多数の人に紹介するのか。

○事務局

今までの貸借の方法は、地権者さんと耕作者さんで話し合っ、合意の上でという形で進めていってまして、基本のその流れは変わりません。ただ、その間に農地中間管理機構を挟んで、賃料のやり取りは機構を介して行うことになります。

地域計画で目標地図を策定しておりますので、地域計画内の貸借が、例えば地域計画の目標地図と異なるような権利設定がなされたときは、もともと、目標地図に位置づけられている方であったり、その隣接地に位置づけられている耕作者の方の同意を必要とするという形で、優先的に担い手の方に集約していくという、地域計画内においては、そういった形で集約化を進めていきたいというふうに考えております。

○議長

すみません、今度の営農座談会のときに、この中間管理機構のことは説明されるということですね。

○事務局

そうですね。営農座談会のほうで説明をするのと、確認野帳を各農業者さんに農事組合長さんを通じて配布をしていただいておりますので、その中の資料として、農地貸借の手続が変わりますというお知らせをお送りしているところです。

○議長

ありがとうございます。

まだ座談会が終わってないところもあるかと思いますが、そういうチラシも配るということですので、お目通しをお願いします。

ほかに何かございませんか。はい。

○農業委員

地域計画は、ほかのところも進めていくような方向でこれから行くんでしょうかね。仲・山田で1回終わりなのか、安徳地区、東隈とか、中山間地もやっていくのか、市として。

○事務局

令和7年3月末までに作成をするのは、山田地区と仲・五郎丸地区の2地区になるんですけれども、農用地区域で人・農地プランがこれまで策定されてこなかった東隈であったり安徳、その辺りは地域のほうと相談をして、アンケートで、例えば貸したい農地だったりとか売りたい農地がどれだけあるのかというのは、つくるつくらないは別にして、農地の集約、集積という意味で有効なものだと思いますので、アンケートの実施は行っていききたいというふうに考えております。

策定については、各地域の農事組合であったり地域の耕作者さんと話合いを行って、策定するかどうかというのは引き続き検討していきたいと思っております。

○農業委員

山田地区で担い手として一応名簿があるんですけど、この方たちの結構多くが、安徳地区とかで作っている方が多いじゃないですか。地域の農事組合が、担い手を指定しないと言っても、こうやって山田地区では担い手としてこうやって名簿があって、その方たちが安徳でも作っているの、農事組合が担い手をつくるつくらないというのは、地域計画をつくらないというのがよく分からなくてですね。

それは、今回の令和7年度で山田と仲地区が地域計画で制定するんですけど、結局そのときに、補助事業が受けられないからということで山田地区の担い手として入ってくる人もいたので、何かちょっと矛盾があるので、農事が何とかというよりも、市としてそうやって担い手をどんどん積極的に地域計画とかを策定してできないのかなとは思っていますね。そうしないと、何か、仲、山田だけで終わって、地元がそういうふうな担い手をつくらないからということで終わってしまうんだったら、集積化をしていく、どこまで集積化できているのか、担い手が分からないんじゃないのかなと思いますね。

○事務局

そうですね。今いただいた御意見のとおりだと思っております。ただ、耕作者の視点に立って考えると、やはり、今、山田も仲・五郎丸も空きがないような状況ですので、ほかの農用地に広げていきたいという意向がある農業者さんも多くいらっしゃるかと思っております。

ただ一方で、地権者からの立場でいうと、権利設定の制約が出てきたりとかそういった部分があるので、こちらとしては農業者の立場に立った視点で、各地域のほうに御理解をいただくように話を進めていきたいというふうに思っております。

○議長

仲とか五郎丸、山田のほかに、やっぱりどういう意向を持ってあるというのが一番大事じゃないかと思うので、何年かに1度か毎年か、アンケート調査みたいなのは必要かなと思いますので、そういうふうなアンケートを見てから判断したりしてほしいと思いますけど、お願いしておきます。

他にないでしょうか。はい、どうぞ。

○農業委員

今の話で、81ページについて見られても分かりますように、仲と五郎丸の一部が認定地

域ということで、山田も仲のほうも、問題点とすれば、やっぱり圃場整備とかを考える場合には、認定エリアだけで考えてもあまり意味がないと思うんですよね。ですから、利点、将来的にはこういうふうなメリットがあるんですよと、そういうふうのをしっかりPRされて、アンケートも取られたら、もう少し前向きに考える人も増えてくるんじゃないかなと思います。

また、集約化とか、一つの田んぼを広くするとかすれば作業効率もよくなりますし、収益性とかも上がってくるんじゃないかなと思いますので。また、ひょっとして、子供が農業してみようかなと言うところも出てくるんじゃないかなと思うんですよね。今の状況のままじゃちょっと手間暇のほうがかかって。

そういうところがちょっと心配ですね。土地の売買とか、賃貸の上で手続する中間管理機構の話がありますけど、何かプラスアルファの部分を出してもろうたらいいんじゃないかなと思うんですよね、ただ中間に入っているだけの話やから。

ただ、今は今年の3月末までにこういうふうなエリアを設定しなさいというのが前面に出てきているからですね。もうちょっと具体的に、こういうふうになればこういうことがあるんですよとか、そういうものを何か出していただいたら。国のほうに要望という形で。それをお願いします。

○議長

ありがとうございます。

○農業委員

もう一点いいですか。

○議長

はい。どうぞ。

○農業委員

今、農地集約の目標地図があるんですけど、これを基に、大きくやっぱり青写真をつくらないと、将来的な計画の青写真をつくって、それを基に、地権者の方から批判はあるかも分かりません。けれども、ある程度目標を持って青写真をつくらないと、この農地集約化も進んでいけないんじゃないかなというふうに思います。

○議長

いろいろ、いろんな人の考え方があろうかと思いますが、地域計画についてはまた市のほうで整理して、意見として持って上げていただきたいと思います。

今回、こういう地域計画の案が来ています。この地域計画の出来上がった案に対しての意見はないようなので、意見なしとすることでよろしいでしょうか。賛成する委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

ありがとうございます。

それでは、ここ何年間か苦勞して地域計画に取り組んでいただいた事務局の方も御苦勞さまでございました。

全員賛成により、議案第45号、番号1は意見なしとして決定しました。

それでは次に、報告事項です。

報告について、事務局長の専決事項として処理が終わっている内容です。事務局より報告をお願いします。

○事務局

報告第30号、番号1、専決処分について。農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について報告します。

議案書の報告の83ページ、84ページに届出書、85ページから98ページまで関係書類を添付しております。転用目的は宅地分譲となっております。

資料編は12ページになります。届出の農地は市街化区域内の農地であり、届出書類は全てそろっておりましたので、受理通知書を発行済みです。

続いて、報告第31号、番号1、専決処分について、農地法第18条第6項の規定による通知書について報告します。

議案書100ページをお願いします。資料編は、少し戻りまして6ページです。

賃貸借の合意解約の通知書になります。

101ページに、解約書を添付しております。

賃貸人、賃借人の住所、氏名、対象農地は記載のとおりです。契約内容は利用権になります。令和7年1月20日に合意解約が成立し、1月31日に引渡し完了となっております。

続きまして、報告第31号、番号2、専決処分について。農地法第18条第6項の規定による通知書について報告します。

議案書104ページをお願いします。資料編は7ページです。

賃貸借の合意解約の通知書になります。

105ページに解約書を添付しています。

賃貸人の住所、氏名、対象農地は記載のとおりです。契約内容は利用権になります。令和7年1月20日に合意解約が成立し、令和7年1月31日に引渡し完了しております。

続きまして、報告第31号、番号3、専決処分について。農地法第18条第6項の規定による通知について報告します。

議案書107ページをお願いします。資料編は11ページです。

賃貸借の合意解約の通知書になります。

108ページに解約書を添付しています。

賃貸人、賃借人の住所、氏名、対象農地は記載のとおりです。契約内容は利用権になります。令和7年1月20日に合意解約が成立し、令和7年2月28日に引渡しの予定です。

続きまして、報告第31号、番号4、専決処分について。農地法第18条第6項の規定による通知について報告します。

議案書110ページをお願いします。資料編は13ページです。

賃貸借の合意解約の通知書になります。

111ページに解約書を添付しています。

賃貸人、賃借人の住所氏名対象農地は記載のとおりです。契約内容は利用権になります。

令和7年1月21日に合意解約が成立し、同日に引渡しが完了しております。

続きまして、報告第31号、番号5、専決処分について。農地法第18条第6項の規定による通知について報告します。

議案書113ページをお願いします。資料編は14ページです。

賃貸借の合意解約の通知書になります。

114ページに解約書を添付しています。

賃貸人、賃借人の住所、氏名、対象農地は記載のとおりです。契約内容は利用権になります。令和7年1月15日に合意解約が成立し、令和7年1月31日に引渡しが完了しております。

続きまして、報告第31号、番号6、専決処分について。農地法第18条第6項の規定により通知書について報告します。

議案書116ページをお願いします。資料編は15ページです。

賃貸借の合意解約の通知書になります。

117ページに解約書を添付しています。

賃貸人、賃借人の住所、氏名、対象農地は記載のとおりです。契約内容は利用権になります。令和7年1月29日に合意解約が成立し、同日に引渡しが完了しております。

続きまして、報告第31号、番号7、専決処分について。農地法第18条第6項の規定による通知書について報告します。

議案書119ページをお願いします。資料編は15ページです。

賃貸借の合意解約の通知書になります。

120ページに解約書を添付しています。

賃貸人、賃借人の住所、氏名、対象農地は記載のとおりです。契約内容は利用権になります。令和7年1月29日に合意解約が成立し、同日に引渡しが完了しております。

報告については以上となります。

○議長

ありがとうございます。

報告について、何か質疑がある方は挙手をお願いします。はい、どうぞ。

○農業委員

この合意解約されたところの〇〇さんところは、これで合計は大体どれぐらいあるんですかね。この面積が全部、次の借り手がもう見つまっているのかなのか。

○事務局

合わせると7反程度になるんですけれども、ほとんどが耕作者の変更ということで地権者の方とお話をし、別の耕作者が見つまっている状況でございます。一部のみ、次の耕作者が見つからない農地があるんですけれども、そちらについては、農地情報の紹介の一覧に載せていただくということになっております。

以上です。

○議長

ほかに、何か質疑がある方は。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、その他について事務局よりお願いします。

○事務局

〔農地の貸借制度の変更について説明〕

○議長

それでは、本日はこれをもちまして総会を閉会といたします。長時間ありがとうございました。